

三次市教育委員会議案第2号

三次市文化財保護委員の委嘱について

三次市文化財保護委員会規則（平成16年三次市教育委員会規則第36号）第3条の規定により，別紙の者を三次市文化財保護委員に委嘱することについて，議決を求める。

平成20年4月17日提出

三次市教育委員会教育長 藤川 寿

## 三次市文化財保護委員会委員(案)

## 1 辞任委員 平成20年3月31日 辞任

	氏名	住所	特記
1	あおやま 青山 とおる 透	三次市小田幸町122 広島県立歴史民俗資料館内	学芸課長 (専門分野;考古学)

## 2 後任委員 平成20年4月1日 就任

	氏名	住所	特記
1	いとう 伊藤 みのる 実	三次市小田幸町122 広島県立歴史民俗資料館内	学芸課長 (専門分野;考古学)

3 任期 三次市教育委員会議で議決された日から平成20年6月27日までとする。

(三次市文化財保護委員会規則第3条第3項の規定による。)